第13号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市手数料条例(平成 12 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。 別表 2 中

Γ

2 消防法第 11 条 ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵 第 1 項前段の規定所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

に基づく貯蔵所の(設置の許可の申請(に対する審査

- |に基づく貯蔵所の|(1) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所2万円
- |設置の許可の申請|(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2 万 6 千円
 - |(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3万9千円
 - |(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5万2千円
 - (5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6万6千円
 - イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵 所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申 請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額
 - |(1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 2 万円
 - (2) 指定数量の倍数が 100 を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6 千円
 - (3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9千円
 - ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除 く。)の設置の許可の申請に係る審査 53万円
 - エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 82 万円
 - (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 99 万円
 - (3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 110 万円
 - (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 140 万円
 - (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリット

ル未満の特定屋外タンク貯蔵所 164 万円

- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所 385 万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 509 万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク 貯蔵所 629 万円
- オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 112万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 133 万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 148 万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 183 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリット ル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 212 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 433 万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリット ル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 557 万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 677 万円
- カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審 査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵 所 575 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 725 万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵 所 1070 万円
- |キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2 万6千円
- ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地

を

下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- |(1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 2 万 6 千円
- (2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 3万9千円
- ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3千円
- コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置 の許可の申請に係る審査 2万6千円
- サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに 直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可 の申請に係る審査 3万9千円
- シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3千円

に対する審査

|2 消防法第 11 条|ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵 |第 1 項前段の規定||所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額|

- |に基づく貯蔵所の|(1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 2 万円
- 設置の許可の申請(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2万6千円
 - |(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3 万 9 千円
 - |(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5万2千円
 - (5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6万6千円
 - イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に 係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額
 - |(1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 2 万円
 - |(2) 指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下の屋外タンク貯蔵所 2 万 6| 千円
 - |(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9千円
 - ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除 く。)の設置の許可の申請に係る審査 53万円
 - エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのう ち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き 屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タ |ンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(才にお| いて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋 外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特 定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

Γ

に

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 82 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 110万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 140 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 164 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所 385 万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 509 万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク 貯蔵所 629 万円
- オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 112 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 133万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 148万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル 未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 183 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 212 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン

ク貯蔵所 433 万円

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 557 万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 677 万円
- カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審 査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵 所 575 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 725 万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵 所 1070 万円
- キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2万6千円
- ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地 下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 2万6千円
- (2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 3万9千円
- ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3千円
- コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置 の許可の申請に係る審査 2万6千円
- サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに 直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可 の申請に係る審査 3万9千円

シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3千円

改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正 数料を徴収す る事務	金額	別	表 9 (改正	nu			
	金額	別	表 9 (
	金額		別表 2(第 2 条関係)					
			標準事務	手数料を徴収す る事務	金額			
			1、2及び3 (略)					
1 消防法第 11 (略) 条第 1 項前段の			4 消防法第 11 (略)					
第1項前段の 定に基づく貯 所の設置の許	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き 屋根を有する特定屋外貯蔵タンク		規定に基づく危 険物の製造所、 貯蔵所又は取扱 所の設置の許可	条第1項前段の 規定に基づく貯 蔵所の設置の許	屋根を有する特定屋外貯蔵タンク のうち総務省令で定めるものに係			
	いて「浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの 特定屋外貯蔵タンクのうち総務省 令で定めるものに係る特定屋外タ ンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク 貯蔵所を除く。)の設置の許可の申				る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所」という。)及び岩盤タンク に係る屋外タンク貯蔵所を除く。 の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額			
角気見の	消防法第11 第1 項前段の 官に基づく貯 の設置の許の申請に対す	消防法第 11 ア、イ及びウ (略) 第 1 項前段の Eに基づく貯 エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き	消防法第 11 ア、イ及びウ (略) でに基づく貯 エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き 屋根を有する特定屋外貯蔵タンク のうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク 貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋	消防法第 11 ア、イ及びウ (略) 第 1 項前段の 第 1 項前段の 定に基づく貯	条第1項前段の 規定に基づく危 度に基づく貯 所の設置の許 の申請に対す のうち総務省令で定めるものに係 る特定屋外タンク貯蔵所(才において「浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所」という。)、浮き蓋付 令で定めるものに係る特定屋外タンク 貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク 貯蔵所を除く。)の設置の許可の申 請に係る審査 次に掲げる特定屋			

れぞれ次に定める金額 (1)~(8) 略

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所<u>及び浮き蓋付特定屋外タンク</u><u>貯蔵所</u>の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所<u>及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千 キロリットル以上5千キロリット ル未満の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 112万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリッ トル未満の浮き屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 133 万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タタンク貯蔵所 148 万円

(1) ~(8) 略

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千 キロリットル以上5千キロリット ル未満の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所 112万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 133万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 148 万円

- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 183 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 212 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 433 万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が30 万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所557万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク貯蔵所 677 万 円

- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所 183 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 212 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所 433 万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所 557 万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 677 万円

カ〜シ (略)

		カ〜シ (略)		3 (略)	
3 (略)			5~9 (略)		
5~9 (略)					